

令和 6 年 9 月 9 日

令和 6 年

第 4 回南部町議会定例会議案

鳥取県西伯郡南部町

令和 6 年第 4 回南部町議会定例会付議案件

目次（令和 6 年 9 月 9 日提出分）

- 議案第 4 9 号 令和 5 年度南部町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 5 0 号 令和 5 年度南部町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 5 1 号 令和 5 年度南部町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 5 2 号 令和 5 年度南部町墓苑事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 5 3 号 令和 5 年度南部町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 5 4 号 令和 5 年度南部町浄化槽整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 5 5 号 令和 5 年度南部町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 5 6 号 令和 5 年度南部町太陽光発電事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 5 7 号 令和 5 年度南部町水道事業会計決算の認定について
- 議案第 5 8 号 令和 5 年度南部町病院事業会計決算の認定について
- 議案第 5 9 号 令和 5 年度南部町在宅生活支援事業会計決算の認定について
- 議案第 6 0 号 南部町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について
- 議案第 6 1 号 南部町国民健康保険条例の一部改正について
- 議案第 6 2 号 令和 6 年度南部町一般会計補正予算（第 3 号）
- 議案第 6 3 号 令和 6 年度南部町病院事業会計補正予算（第 1 号）
- 議案第 6 4 号 米子市と南部町とのし尿及び浄化槽に係る汚泥の処理に関する事務の委託に関する規約を定める協議について
- 議案第 6 5 号 鳥取県後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議について

議案第 4 9 号

令和 5 年度南部町一般会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 3 条第 3 項の規定により、令和 5 年度南部町一般会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 6 年 9 月 9 日

南 部 町 長 陶 山 清 孝

令和 6 年 9 月 日 認 定

南部町議会議長 景 山 浩

議案第 5 0 号

令和 5 年度南部町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 3 条第 3 項の規定により、令和 5 年度南部町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 6 年 9 月 9 日

南 部 町 長 陶 山 清 孝

令和 6 年 9 月 日 認 定

南部町議会議長 景 山 浩

議案第 5 1 号

令和 5 年度南部町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の
認定について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 3 条第 3 項の規定に
より、令和 5 年度南部町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を別紙
監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 6 年 9 月 9 日

南 部 町 長 陶 山 清 孝

令和 6 年 9 月 日 認 定

南部町議会議長 景 山 浩

議案第 5 2 号

令和 5 年度南部町墓苑事業特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 3 条第 3 項の規定により、令和 5 年度南部町墓苑事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 6 年 9 月 9 日

南 部 町 長 陶 山 清 孝

令和 6 年 9 月 日 認 定

南部町議会議長 景 山 浩

議案第 5 3 号

令和 5 年度南部町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 3 条第 3 項の規定により、令和 5 年度南部町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 6 年 9 月 9 日

南 部 町 長 陶 山 清 孝

令和 6 年 9 月 日 認 定

南部町議会議長 景 山 浩

議案第 5 4 号

令和 5 年度南部町浄化槽整備事業特別会計歳入歳出決算の認定
について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 3 条第 3 項の規定に
より、令和 5 年度南部町浄化槽整備事業特別会計歳入歳出決算を別紙
監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 6 年 9 月 9 日

南 部 町 長 陶 山 清 孝

令和 6 年 9 月 日 認 定

南部町議会議長 景 山 浩

議案第 5 5 号

令和 5 年度南部町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定
について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 3 条第 3 項の規定に
より、令和 5 年度南部町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算を別紙
監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 6 年 9 月 9 日

南 部 町 長 陶 山 清 孝

令和 6 年 9 月 日 認 定

南部町議会議長 景 山 浩

議案第 5 6 号

令和 5 年度南部町太陽光発電事業特別会計歳入歳出決算の認定
について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 3 条第 3 項の規定に
より、令和 5 年度南部町太陽光発電事業特別会計歳入歳出決算を別紙
監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 6 年 9 月 9 日

南 部 町 長 陶 山 清 孝

令和 6 年 9 月 日 認 定

南部町議会議長 景 山 浩

議案第 5 7 号

令和 5 年度南部町水道事業会計決算の認定について

地方公営企業法（昭和 2 7 年法律第 2 9 2 号）第 3 0 条第 4 項の規定により、令和 5 年度南部町水道事業会計決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 6 年 9 月 9 日

南 部 町 長 陶 山 清 孝

令和 6 年 9 月 日 認 定

南部町議会議長 景 山 浩

議案第 5 8 号

令和 5 年度南部町病院事業会計決算の認定について

地方公営企業法（昭和 2 7 年法律第 2 9 2 号）第 3 0 条第 4 項の規定により、令和 5 年度南部町病院事業会計決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 6 年 9 月 9 日

南 部 町 長 陶 山 清 孝

令和 6 年 9 月 日 認 定

南部町議会議長 景 山 浩

議案第 5 9 号

令和 5 年度南部町在宅生活支援事業会計決算の認定について

地方公営企業法（昭和 2 7 年法律第 2 9 2 号）第 3 0 条第 4 項の規定により、令和 5 年度南部町在宅生活支援事業会計決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 6 年 9 月 9 日

南 部 町 長 陶 山 清 孝

令和 6 年 9 月 日 認 定

南部町議会議長 景 山 浩

議案第 6 0 号

南部町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について

次のとおり南部町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 6 年 9 月 9 日

南 部 町 長 陶 山 清 孝

令和 6 年 9 月 日 決

南部町議会議長 景 山 浩

南部町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

南部町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成 29 年南部町条例第 19 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条に次の 2 号を加える。

- (5) 特定個人番号利用事務 法第 19 条第 8 号に規定する特定個人番号利用事務をいう。
- (6) 利用特定個人情報 法第 19 条第 8 号に規定する利用特定個人情報をいう。

第 4 条第 1 項中「法別表第 2 の第 2 欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に改め、同条第 3 項中「法別表第 2 の第 2 欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に、「同表の第 4 欄に掲げる特定個人情報」を「利用特定個人情報」に改め、同項ただし書中「当該特定個人情報」を「当該利用特定個人情報」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 6 1 号

南部町国民健康保険条例の一部改正について

次のとおり南部町国民健康保険条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 6 年 9 月 9 日

南 部 町 長 陶 山 清 孝

令和 6 年 9 月 日 決

南部町議会議長 景 山 浩

南部町国民健康保険条例の一部を改正する条例

南部町国民健康保険条例（平成１６年南部町条例第１１８号）の一部を次のように改正する。

第１３条中「第９項」を「第５項」に、「若しくは虚偽の届出をした場合又は同条第３項若しくは第４項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない」を「又は虚偽の届出をした」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和６年１２月２日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日前にした行為及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係法令の整備等及び経過措置に関する政令（令和６年政令第２６０号）第９条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行の日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

別 冊

< 補正予算 >

令和 6 年度南部町一般会計補正予算（第 3 号）

令和 6 年度南部町病院事業会計補正予算（第 1 号）

議案第 6 4 号

米子市と南部町とのし尿及び浄化槽に係る汚泥の処理に関する事務の
委託に関する規約を定める協議について

米子市へし尿及び浄化槽に係る汚泥の処理に関する事務を委託するため、次の規約を定める協議をすることについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 5 2 条の 1 4 第 3 項において準用する同法第 2 5 2 条の 2 の 2 第 3 項本文の規定により、議会の議決を求める。

令和 6 年 9 月 9 日

南 部 町 長 陶 山 清 孝

令和 6 年 9 月 日 決

南部町議会議長 景 山 浩

米子市と南部町とのし尿及び浄化槽に係る汚泥の処理に関する事務の委託に関する規約

(委託事務の範囲)

第1条 南部町は、次に掲げる事務（以下「委託事務」という。）の管理及び執行を米子市に委託する。

(1) 南部町において発生するし尿及び浄化槽に係る汚泥（次号において「し尿等」という。）を処理するために必要な施設の建設及び米子市の内浜処理場の整備に係る工事（当該工事に必要な調査、計画、設計等に関する業務を含む。）に関する事務

(2) 南部町において発生するし尿等の処理に関する事務

(委託事務の管理及び執行の方法)

第2条 委託事務の管理及び執行については、委託事務の管理及び執行について適用される米子市の条例、規則その他の規程（次項において「条例等」という。）の定めるところによるものとする。

2 米子市長は、前項の条例等の制定又は改廃があったときは、遅延なく、その旨を南部町長に通知するものとする。

(委託事務に要する経費の負担)

第3条 委託事務の管理及び執行に要する経費は、南部町の負担とし、南部町は、これを米子市に支払うものとする。

2 前項の経費の額並びに当該経費の支払時期及び当該支払時期における支払額は、米子市長と南部町長とが協議して定める。

(予算上の措置)

第4条 米子市長は、委託事務の管理及び執行に係る収入及び支出については、米子市の歳入歳出予算において分別して計上するものとする。ただし、経費の性格上分別し難い支出については、この限りでない。

(決算後の措置)

第5条 米子市長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第6項又は地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第7項の規定により決算の要領を公表したときは、当該決算の委託事務に関する部分を南部町長に通知するものとする。

(連絡会議)

第6条 米子市長及び南部町長は、委託事務の管理及び執行について連絡調整を図るため、必要に応じ、連絡会議を開くものとする。

(規定外事項)

第7条 この規約に定めるもののほか、委託事務の管理及び執行に関し必要な事項は、米子市長と南部町長とが協議して定める。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、令和6年10月10日から施行する。

(委託事務を廃止した場合の決算)

2 委託事務の全部又は一部を廃止した場合は、委託事務の管理及び執行に係る収支は、当該廃止の日をもってこれを打ち切り、米子市長が、これを決算する。

議案第 6 5 号

鳥取県後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 9 1 条の 3 第 1 項の規定により、次のとおり鳥取県後期高齢者医療広域連合の規約の一部を変更することに関し協議することについて、同法第 2 9 1 条の 1 1 の規定により議会の議決を求める。

令和 6 年 9 月 9 日

南 部 町 長 陶 山 清 孝

令和 6 年 9 月 日 決

南部町議会議長 景 山 浩

鳥取県後期高齢者医療広域連合規約の一部を改正する規約

鳥取県後期高齢者医療広域連合規約（平成 19 年鳥取県指令第 200600154870 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
別表第 1（第 4 条関係）	別表第 1（第 4 条関係）
1 被保険者の資格管理に関する申請及び届出の受付	1 被保険者の資格管理に関する申請及び届出の受付
2 <u>資格確認書等</u> の引渡し	2 被保険者証及び資格証明書 <u>の引渡し</u>
3 <u>資格確認書等</u> の返還の受付	3 被保険者証及び資格証明書 <u>の返還の</u> 受付
4 医療給付に関する申請及び届出の受付並びに証明書の引渡し	4 医療給付に関する申請及び届出の受付並びに証明書の引渡し
5 保険料に関する申請の受付	5 保険料に関する申請の受付
6 上記事務に付随する事務	6 上記事務に付随する事務

附 則

（施行期日）

- 1 この規約は、令和 6 年 1 2 月 2 日から施行する。